

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年11月7日
扶桑町長

市町村名 (市町村コード)	扶桑町 (23362)
地域名 (地域内農業集落名)	扶桑町全域 南新田、北新田、南定松、福塚、伊勢郷、山部、小淵、南山名大門、南山名野田、南山名森、南山名前野、南山名寺前、南山名西村、斎藤東、斎藤西、斎藤中、斎藤北、柏森黒野、柏森北部
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月7日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

東部には水田がひろがり水稻（飼料用米含む）、大麦を、西部には畑が多く大根を中心とした露地野菜が栽培されている。
水田、畑ともに、耕作意欲のある土地所有者は耕作を続けており、土地所有者による耕作が困難な圃場については、認定農業者と2法人が生産を行っている。しかし、圃場の面積が狭く、農機具の侵入が困難等により、法人による耕作もできない圃場があり、耕作放棄地となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、現在、水稻（飼料用米含む）、大麦を生産しているが、今後も、実需者からの要望が多い大麦の生産面積を増やす。
畑については、現在、露地野菜が多く、今後も露地野菜の生産面積を増やす。また、伝統野菜の守口大根の生産を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針※
取組予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設など農業用施設の集約化を進める。